

富山県一斉公開建築パトロールの実施について

「違反建築防止週間」が 10 月 15 日（火）～21 日（月）まで全国一斉に実施され、この一環として、県下特定行政庁（富山県、富山市、高岡市）では、10 月 15 日（火）に「富山県一斉公開建築パトロール」を実施しますので、お知らせします。

1. 日時 令和元年 10 月 15 日（火）午前 10 時から午後 3 時まで

2. 班編成等

県・市町職員、消防職員及び建築士会会員が、県内全域を 6 班に分かれてパトロールを実施する。（詳細は別紙のとおり）

3. パトロールにおける重点事項等

- (1) 建築確認申請を提出していない建築物を発見した場合は、その所有者等に指導を行う。
- (2) その他建築物の違反があり、必要と認める場合は、建築基準法上の是正措置を講ずる。

4. パトロール結果の公表

令和元年 10 月 15 日（火）16 時 30 分頃、県政記者室に棚入れ

※ 当日の取材等を希望される場合は、建築住宅課建築指導係担当までご連絡ください。

(参考)

1 年度別違反建築件数（※富山市・高岡市分含む）

年度	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
点検件数	2 5 5 件	1 8 9 件	2 0 3 件	2 6 7 件	2 1 8 件
違反件数	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件

2 用語説明

県下特定行政庁：建築主事（建築確認事務を行う行政職員）を置く市である富山市及び高岡市の長、富山市・高岡市以外の区域については富山県知事

建築基準法上の是正措置：建築基準法第 9 条に規定する工事停止や使用禁止等の命令など

富山県一斉公開建築パトロール実施要領

実施日時：令和元年 10 月 15 日（火）
10:00～15:00

実施体制及び査察区域：本 部 富山県土木部建築住宅課 電話：076-444-3963 FAX：076-444-4423

特定行政庁	担当部局	査察区域（市町村名）		班編成数	パトロール人数
富山県	新川土木センター 建築課 (0765-22-9117)	午 前	黒部市	1 班	3 名程度
		午 後	滑川市		3 名程度
	富山土木センター 建築課 (076-444-4449)	午 前	上市町	1 班	3 名程度
		午 後	立山町		3 名程度
	高岡土木センター 建築課 (0766-26-8426)	午 前	小矢部市	1 班	3 名程度
		午 後	射水市		3 名程度
			氷見市		3 名程度
	砺波土木センター 建築課 (0763-22-6271)	午 前	砺波市	1 班	5 名程度
		午 後	南砺市		5 名程度
	富山市	建築指導課 (076-443-2107)	午 前	富山市	1 班
午 後					
高岡市	建築政策課 (0766-20-1431)	午 前	高岡市	1 班	2 名程度
		午 後			

※ 巡回時間は午前 10 時から 12 時まで、午後 1 時から 3 時までとする。